

2024.2.26

2024 年第 1 回定例会 一般質問登壇原稿

野村羊子

こんにちは、野村羊子です。今回の私の一般質問は、

1 市民自治のまちづくりについて です。

三鷹市は自治基本条例の目的として、「市民自治による協働のまちづくりを推進」すると定めています。

(1) 市民会議・審議会の活性化について

市民会議・審議会は、三鷹市市民会議、審議会等の会議の公開に関する条例において、「市の事務又は事業について市民、学識者等の意見を市政に反映させるため、市民、学識者等を構成員として市に設置された審議、審査、調査又は調停を行う会議」とされています。

ア 市民会議・審議会の公開について

市のHPの市民会議・審議会等一覧には、2020年11月1日現在で61の市民会議・審議会等(以下、審議会等とします)が掲載されています。今回の一般質問を実施するにあたり、掲載されている審議会等について各所管課に調査を行いました。ご協力感謝いたします。

Q1 開催案内は1週間前までに行うこととされていますが、市報に掲載される審議会等は15のみです。また、市報にもHPにも掲載しないものが5あります。それぞれの基準は何か、お伺いします。

Q2 傍聴を認めている47の審議会等の内、人数制限をしていないのはわずか6のみです。なぜ制限をするのか、制限以上の傍聴者が来場した場合はどのように対応するのか、お伺いします。また、事前予約制が13ありますが、制限の人数に達したら傍聴申し込みを拒否するのか、お伺いします。

Q3 傍聴者に住所・氏名等の提供を求めています。理由は何か。収集した個人情報はどうに扱っているのか、お伺いします。

Q4 傍聴者に配布用資料を用意している審議会等のうち、持ち帰り不可としているものが10あります。基準および理由は何か、お伺いします。

Q5 審議会等の資料をHPで公開しているのは8のみです。公開しない理由は何か、お伺いします。

Q6 傍聴を認めている審議会等は、会議録をHPで公開していますが、会議の説明ページに直接リンクしているのは総合教育会議のみです。開催日が不明であれば容易にたどり着けない構造になっています。そしていつ開催したか、開催日すら、審議会等の説明ページには掲載されていないのです。会議録のページで、何年の何月という月ごとのページを一つずつ開けて、知りたい審議会等がその月に開催されたかどうかを確認するという、無駄としか言いようのない

い時間をかけなければたどり着けないのです。会議名で検索すれば、開催予告や資料・会議録が容易に参照できるようになっていることが望ましいです。市民に分かりやすい会議の公開の在り方について、市長の見解をお伺いします。

イ 市民会議・審議会の活性化について

審議会等は、審議、審査、調査又は調停を行うとされているが、実質は、行政職員からの説明の後、それに対する委員からの質疑・意見と行政職員の回答がほとんどです。そして、どのような意見を反映させるかの取捨選択は行政に委ねられ、委員同士が議論・熟議するような場は少ないと感じます。

Q7 委員同士で意見を交わし合い、市側がそれを受けとめられるような場を実施している審議会等はあるのか。お伺いします。

Q8 審議会等自体の発案による調査・提言が可能なところはあるのか。実際に実施しているところはあるのか。お伺いします。

Q9 審議会等が、市民自治の場となるよう、運営等を改善し活性化を図るべきです。市長の見解をお伺いします。

(2) 投票機会の拡充について

市民が政治に直接参加できる機会の一つが投票という行為です。投票率が下がり、交通弱者は「投票弱者」と言える現在、投票がしやすくなるよう、誰にどのような支援をするのか、様々な見地から検討する時が来ています。

ア 移動期日前投票所(法律上は「きじつぜん」と発音しますが、マスコミでも「きじつまえ」が日常化してきていますので、ここでは、聞いてわかりやすい「きじつまえ」といたします)の設置について

他自治体でバス等を活用し、交通弱者が多い地域に移動投票所を設置する事例があります。例えば、既存の期日前投票所から距離のあるコミュニティセンターに、1～2日間の巡回式期日前投票所を設置したり、バス等を活用した移動期日前投票所を、移動図書館が巡回している公園等や、障がい者や高齢者の通所施設等に巡回させたりすることなどは検討できないでしょうか。

Q10 投票機会拡大のため、例示した方法を含め様々な方法で期日前投票所を拡充することについて、選挙管理委員会委員長の見解をお伺いします。

イ 障がいを持つ人への投票支援の拡充について

障がい等のため自筆できない市民は、投票所でそこにいる職員に代筆してもらって代理投票制度があります。また、視覚障がい者に対しては選挙公報の音声読み上げテープの提供等のサービスがあります。識字障がい、知的障がい、失語症、認知症等によって読むことや書くことを阻害されている人への支援が必

要です。

Q11 代理投票についての周知は、今までどのような形で行っているか。利用拡大に向けて検討を行っているかについて、お伺いします。

Q12 HP上での選挙公報の音声読み上げシステムの導入はできないでしょうか。あるいは、HPにポスター掲示場の画像等を置き、マウスをあてると氏名を読み上げるような工夫はできないか。お伺いします。

Q13 優しい日本語、フリガナ付き等のバリアフリー対応の選挙公報を作成・配布できないか。お伺いします。

障がい者・高齢者自身が投票をするためには、物理的なバリアフリーだけではなく、その特性に合わせた支援が必要です。

Q14 支援者や家族に、特性に合わせた投票支援のための情報提供等を行っているか。お伺いします。

Q15 障がいを持つ市民に対する投票支援の拡充について、さらなる工夫を検討し実施することについて、選挙管理委員会委員長の見解をお伺いします。

(3) 東京外環道路工事について 連続30回目の質問です。

午前中に他の議員から同様の質問があり、重複する点もありますが、通告に従って質問をいたします。

ア 中央ジャンクション南側ランプシールド工事について

国交省・ネクスコ東日本・中日本の事業者は、1月30日に中央ジャンクション南側のBランプシールドマシンを稼働させ、ランプトンネルの掘削工事を開始しました。140メートルほどで仙川の下を通過しますが、その際に気泡やベントナイト等が漏出することを前提にして工事を進めています。

これは、周辺の環境に被害を与えることを前提とする態度で、工事施工者としてはあるまじき姿勢です。地下水汚染を始め地盤に与える影響は、目に見えないけれど一過性ではなく長く続くものであり、過小評価してはなりません。

Q16 Bランプトンネルのシールドマシンは現在立坑から何メートルの地点にいて、仙川の下を通過するのは、何日頃になる予定と聞いているのでしょうか。

Q17 仙川の地下約5メートルを、直径約12メートルの掘削機が掘進する予定ですが、気泡噴出以外の影響はあり得ないのか。お伺いします。

Q18 トンネルが通る予定の仙川周辺は、調布の陥没地域と同様に周辺から川に向かって窪んでいる地形で、地盤が弱い場所であり、工事ヤードに隣接して住宅が立ち並んでいます。慎重にも慎重を期して工事がなされなければなりません。市として独自に、地表及び地盤への影響について継続的な調査と監視を行うべきです。市長の見解をお伺いします。

イ 中央ジャンクション工事の今後について

Q19 現在稼働し始めた南側Bランプシールドマシンが順調に動けば、次は隣り合わせでFランプシールドマシンの掘進が開始される予定です。いつ頃、稼働し始めると聞いているか。お伺いします。

Q20 両ランプシールドマシンが掘進して事業ヤードから出ていけば、立坑と隣り合わせの中央高速南側の換気所の地上部や地下料金所の造成工事に取り掛かるものと思われます。今後の工事予定はどのように聞いているか。お伺いします。

ウ 外環工事で起こっている様々な事故について

Q21 調布の陥没事故に伴う地盤補修工事によって入間川に気泡が噴出し、いったん工事を中断しました。しかし、現在は周辺環境に影響はないとして工事を再開しています。気泡噴出が周辺地盤に与える影響を過小評価しているのではないのでしょうか。科学的根拠を持って説明されているのか。お伺いします。

Q22 東名ジャンクションHランプシールドマシンは、テールシール損傷のため掘進を中断して修繕中です。損傷の原因、及び修繕の状況、今後の予定等をどのように聞いているか。お伺いします。

Q23 東名ジャンクションでは、Hランプシールドマシンの修繕停止中に、Aランプシールドマシンを掘進開始させると聞きました。隣接する地盤で同様の事故を起こさない保証はありません。再発予防策はどのようなものと聞いているか。お伺いします。

Q24 陥没事故をはじめとして、様々な事故が頻発している状況について、沿線区市で情報共有し、事業者に対し厳しい姿勢で臨むべきです。市長の見解をお伺いします。

以上で、壇上での質問を終わります。自席での再質問を留保いたします。答弁、よろしくお願ひします。